

<新旧対照表>

編・章	旧	新
第1編 総則 1・4 給水装置工事の種類 3 撤去工事 (P 5)	<p>給水装置の全部を撤去する工事又は敷地内でキャップ(プラグ)止めを行う工事をいう。</p> <p><解説> (2) 引込管を残す撤去 既設の引込管が指定した材料であり、かつ、後日使用予定が明らかな場合に限り、敷地内キャップ(プラグ)止めをすることができる。</p>	<p>給水装置の全部を撤去する工事又は敷地内でキャップ(プラグ)止め<u>等</u>を行う工事をいう。</p> <p><解説> (2) 引込管を残す撤去 既設の引込管が指定した材料であり、かつ、後日使用予定が明らかな場合に限り、敷地内キャップ(プラグ)止め<u>等</u>をすることができる。</p>
第2編 構造及び材質 2・1 構造及び材質 2・1・1 給水装置の構造及び材質 (P 7)	<p><解説></p> <p>4 水道条例第11条(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>(3) 口径50mm以下の分岐からメーターまでの指定材料及び工法</p> <p>ア 口径50mm以下 分岐からメーターまでの指定材料</p> <p>表内</p> <p>品名：ステンレス製ボール止水栓(B-SSP 左回し閉じ) 規格：JWWA B140 呼び径：<u>20・25・40・50</u></p> <p>品名：複式メーターユニット 規格：横浜市登録品 呼び径：<u>13・20・25</u></p> <p>イ 水道用ステンレス鋼鋼管(SSP)を使用する場合</p> <p>表内 ステンレス製メーター用自在<u>接手</u></p> <p>メーター用自在<u>接手</u></p> <p>(4) 口径75mm以上分岐からメーターまでの指定材料</p> <p>(口径400mm以上については、横浜市水道局<u>水道工事施工要領に指定されている材料とする</u>)</p> <p>表内 <u>管種：継手接合</u> <u>名称：水道用ダクタイル鋳鉄管用接合部品</u></p>	<p><解説></p> <p>4 水道条例第11条(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>(3) 口径50mm以下の分岐からメーターまでの指定材料及び工法</p> <p>ア 口径50mm以下 分岐からメーターまでの指定材料</p> <p>表内</p> <p>品名：ステンレス製ボール止水栓(B-SSP 左回し閉じ) 規格：JWWA B140 呼び径：25・40・50</p> <p>品名：複式メーターユニット 規格：横浜市登録品 呼び径：20</p> <p>イ 水道用ステンレス鋼鋼管(SSP)を使用する場合</p> <p>表内 ステンレス製メーター用自在<u>継手</u></p> <p>メーター用自在<u>継手</u></p> <p>(4) 口径75mm以上<u>の</u>分岐からメーターまでの指定材料</p> <p>(口径400mm以上については、横浜市水道局<u>水道工事施工管理基準「3 品質管理基準」及び「配管材料調達に関する特記仕様書」による</u>)</p> <p>表内 <u>(削除)</u></p>

	<p>規格：JWWA G 113、JWWA G 114 呼び径：300 形式：KF形 接合部品名：I類押輪、ロックリング、II類T頭ボルト・ナット、シールキャップ、セットボルト、III類ゴム輪、シールリング 摘要：T頭ボルト・ナットはJIS G 4303のSUS304、シールキャップJWWA G 114のFCD(420-10)に酸化被覆処理、ゴム輪はSBR、セットボルトはJIS G 4303のSUS304</p>	
<p>第3編 給水装置の基本計画 3・2 給水方式の決定 3・2・1 直結式給水 (直結直圧式、直結増圧式、増圧給水設備設置の猶予) (P 22)</p>	<p><解説> (7) 配水管への逆流防止措置として、共同住宅等で各階各戸にメーターを設置する場合及び呼び径40以上のメーターを設置する<u>雑居ビル等の建物</u>の場合は、建物の立ち上がり管上流側の主配管の適切な場所に次の逆止弁を設置すること。</p> <p><参考図> (1) <u>雑居ビル</u></p>	<p><解説> (7) 配水管への逆流防止措置として、共同住宅等で各階各戸にメーターを設置する場合及び呼び径40以上のメーターを設置する<u>施設・ビル等の建物</u>の場合は、建物の立ち上がり管上流側の主配管の適切な場所に次の逆止弁を設置すること。</p> <p><参考図> (1) <u>施設・ビル等の建物</u></p>
<p>第4編 給水装置工事設計図面及び完成図面の作成 4・2 図面作成の標準 (P 61) 4・3 S50形ダクタイトル 鋳鉄管及び口径75mm以上の道路平行管(私道含む)を布設する場合の図面作成 (P 65)</p>	<p><解説> 2 図面の種類と作図 (7) その他 受水槽式給水の場合の図面は、給水装置部分と受水槽以下に別けること。</p> <p>枠内 S50形ダクタイトル鋳鉄管及び口径75mm以上の道路平行管(私道含む)を布設する場合は、<u>横浜市水道局水道工事施工要領の「工事完成図作成の標準」</u>に準拠して作成すること。なお、口径75mm以上の道路横断管(引込管)については、4・2図面作成の標準によること。</p> <p><解説> S50形ダクタイトル鋳鉄管及び口径75mm以上の道路平行管(私道含む)を布設する場合は、以下の項目により作成すること。また、以下の項目については、<u>横浜市水道工事施工要領</u>に準拠して作成すること。</p>	<p><解説> 2 図面の種類と作図 (7) その他 <u>材料表(品名・形状寸法・数量・延長等)を完成図面に記入すること。</u> <u>また、</u>受水槽式給水の場合の図面は、給水装置部分と受水槽以下に別けること。</p> <p>6 表示記号 (2) 給水栓類、弁栓類その他の表示記号(平面図) 表内 <u>(表の挿入)</u> <u>継手類(メカニカル) 《記号》</u> <u>(表の挿入)</u> <u>異種管継手(S50形) 《記号》</u></p> <p>枠内 S50形ダクタイトル鋳鉄管及び口径75mm以上の道路平行管(私道含む)を布設する場合は、水道工事完成図作成の標準に準拠して作成すること。なお、口径75mm以上の道路横断管(引込管)については、4・2図面作成の標準によること。</p> <p><解説> S50形ダクタイトル鋳鉄管及び口径75mm以上の道路平行管(私道含む)を布設する場合は、以下の項目により作成すること。また、以下の項目については、水道工事<u>完成図作成の標準</u>に準拠して作成すること。</p>

<p>第5編 工事申込み及び手続き 5.1 給水装置工事申込み (P77)</p>	<p>枠内</p> <p><解説> 2 申込みに必要な図書</p> <p><窓口一覧>令和2年4月1日</p> <p><u>※三ツ境水道事務所、洋光台水道事務所では電子申請も受け付けており、令和2年10月から全ての水道事務所で電子申請の受付を開始する。</u></p>	<p>枠内</p> <p><u>(追加)</u> <u>4 給水装置工事の申込みは、当該工事場所を担当区域とする水道事務所の窓口での申請又は電子申請により行うこと。</u></p> <p><解説> 2 申込みに必要な図書</p> <p><窓口一覧>令和3年4月1日</p> <p><u>(削除)</u></p>
<p>5.2 完了届 (P82)</p>	<p>枠内</p> <p>工事業業者は、工事が完了したときは、速やかに管理者へ給水装置工事完了届を電子申請または窓口で提出しなければならない。</p> <p><解説> 完了届に必要な図書表内</p> <p><u>(11)</u> その他</p> <p>本文 <u>(7)</u> 給水装置工事記録写真</p> <p>撮影要領 ・写真用黒板等を使用し、必要要件を記入して撮影する。</p> <p><解説></p>	<p>枠内</p> <p>工事業業者は、給水装置工事が完了した場合、速やかに管理者へ給水装置工事完了届を提出しなければならない。<u>提出方法は、当該工事場所を担当区域とする水道事務所の窓口又は電子申請により行うこと。</u></p> <p><解説> 完了届に必要な図書表内</p> <p><u>(表の挿入)</u> <u>(11) 図書名：給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届</u></p> <p><u>様式：</u> <u>部数：1</u> <u>備考：本復旧工事が完了している場合</u></p> <p><u>(12)</u> その他</p> <p>本文 <u>(6)</u> 給水装置工事記録写真</p> <p>撮影要領 ・写真用黒板等を使用し、必要要件を記入して撮影する。<u>なお、デジタル工事写真の小黑板情報で提出する場合は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化に関する特記仕様書に基づくこととする。</u></p> <p><u>(追加)</u> <u>(11) 給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届（本復旧が完了している場合のみ）</u> <u>給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事が完了している場合は、本復旧工事記録写真を添付して提出する。</u> <u>なお、完了届提出時に本復旧が完了していない場合は、速やかに施工し、後日工事記録写真を提出する。</u> <u>また、本復旧工事が他企業等により施工されている場合は、本復旧が完了していることが確認できる写真を添付し提出する。</u></p> <p><解説></p>
<p>5.5 各種許可関係</p>	<p><解説></p>	<p><解説></p>

<p>(P89)</p> <p>5・7 工事記録写真の標準 (P116)</p>	<p>3 路面復旧工事に関する管理者への届出 (2) 他企業復旧の場合 エ 他企業復旧の場合は、「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届」に添付する施工状況写真は<u>省略することができます</u>。</p> <p>枠内 7 S50 形ダクタイトイル鑄鉄管及び口径 75 mm 以上で工事完了後管理者に譲渡する場合の撮影要領は、<u>横浜市水道局</u>水道工事施工要領の「<u>工事記録</u>写真基準」に準拠して作成し、提出すること。</p>	<p>3 路面復旧工事に関する管理者への届出 (2) 他企業復旧の場合 エ 他企業復旧の場合は、「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届」に添付する施工状況写真は、<u>本復旧が完了していることが確認できる写真を添付し提出する</u>。</p> <p>枠内 7 S50 形ダクタイトイル鑄鉄管及び口径 75 mm 以上で工事完了後、<u>管理者に譲渡する場合の撮影要領は、水道工事施工管理基準の「工事写真撮影基準」に準拠して作成し提出すること。</u></p>
<p>第6編 給水装置の施工 6・2 給水装置の分岐 (P120)</p> <p>6・5 弁類等の設置 6・5・1 止水栓の位置 (P133)</p>	<p>枠内 5 分岐には、配水支管等の管種及び口径並びに給水管の口径に応じたサドル付き分水栓、割T字管、<u>チーズ (メカニカルチーズを含む)</u>、T字管のうち、分岐工法に見合った適切な材料を用いること。</p> <p><解説> 5 分岐口径 50 mm以下 (S50 形ダクタイトイル鑄鉄管からの分岐を含む) の場合は、サドル付き分水栓を使用し分岐を行う。ただし、サドル付き分水栓による分岐が不可能な場合はチーズ等を使用し分岐を行う。</p> <p>6 不断水による分岐 (4) 穿孔機は作業の安全を・・・ <穿孔用きりの指定口径></p> <p>8 分岐材料と分岐工法 (1) ウ 引込管の分岐工法 表外 (注釈) 注1 口径 40 mmのメカニカルチーズ取り出しは、<u>原則として第一止水栓まで同口径配管と</u>すること。</p> <p><解説> 1 専用止水栓 (2) 造成工事等により管理者の承認を得て引込管を先行して工事を行い、ステンレス製ボール止水栓までを施行とする場合は、設置するステンレス製ボール止水栓の専用キャップ (プラグ) 止めとし、止水栓の詳細 (メーカー名、型番号等) を完成図面に記載すること。</p>	<p>枠内 5 分岐には、配水支管等の管種及び口径並びに給水管の口径に応じたサドル付き分水栓、割T字管、メカニカルチーズ、T字管のうち、分岐工法に見合った適切な材料を用いること。</p> <p><解説> 5 分岐口径 50 mm以下 (S50 形ダクタイトイル鑄鉄管からの分岐を含む) の場合は、サドル付き分水栓を使用し分岐を行う。ただし、<u>配水支管等の管種及び口径により、サドル付き分水栓を設置できない場合は、メカニカルチーズ等を使用し分岐を行う。</u></p> <p>6 不断水による分岐 (4) 穿孔機は作業の安全を・・・ <穿孔用きりの指定口径> (追加) ※1 40 mm用 38.1 mm ※2 割T字管用 46.0 mm又は 47.3 mm</p> <p>(※1 S50 形ダクタイトイル鑄鉄管から口径 50 mmを分岐する場合のみ使用) (※2 75 mm以上ダクタイトイル鑄鉄管から S50 形割T字管で分岐する場合のみ使用)</p> <p><u>(表の挿入)</u></p> <p>8 分岐材料と分岐工法 (1) ウ 引込管の分岐工法 表外 (注釈) 注1 口径 40 mmのメカニカルチーズ取り出しから口径 25mmに減径する場合は、<u>水道用波状ステンレス鋼管及び水道用ステンレス継手 (伸縮可とう式) を使用</u>すること。</p> <p><解説> 1 専用止水栓 (2) 造成工事等により管理者の承認を得て引込管を先行して工事を行い、ステンレス製ボール止水栓までを施行とする場合は、設置するステンレス製ボール止水栓の専用キャップ (プラグ) 止めとし、止水栓の詳細 (メーカー名、型番号等) を完成図面に記載すること。<u>なお、止水プレートが</u></p>

<p>6・5・2 仕切弁の設置 (P135)</p> <p>6・5・3 消火栓の設置 (P135)</p> <p>6・5・4 空気弁の設置 (P136)</p> <p>6・5・9 弁室等の設置 (P142)</p> <p>6・8 配管 6・8・1 配管工事 (P161)</p>	<p>枠内 2 仕切弁の設置 設置にあたっては、水道工事標準仕様書及び水道工事施工要領に基づき施工すること。</p> <p>枠内 2 消火栓の設置 消火栓の設置にあたっては、水道工事標準仕様書及び水道工事施工要領に基づき施工すること。</p> <p>枠内 2 空気弁の設置 設置にあたっては、水道工事標準仕様書及び水道工事施工要領に基づき施工すること。</p> <p>枠内 仕切弁室、空気弁室、消火栓室等の施工にあたっては、弁体及び管体を汚損しないよう十分注意しながら、横浜市水道局設計標準図、水道工事標準仕様書及び水道工事施工要領に基づき正確に設置すること。</p> <p>枠内 2 口径 50 mm以下の配管は次による。 (6) S50 形ダクタイトル鋳鉄管については、水道工事施工要領及び横浜市設計標準図に基づいて施工すること。</p>	<p><u>内蔵されたステンレス製ボール止水栓を使用する場合は、専用キャップの設置は行わない。ただし、施工時には止水栓保護のため、ポリエチレンスリーブにて覆装し、止水栓の詳細を完成図面に記載すること。</u></p> <p><u>記入例：ステンレス製ボール止水栓（メーカー名、型番号）又は止水プレート内蔵ステンレス製ボール止水栓（メーカー名、型番号）</u></p> <p>枠内 2 仕切弁の設置 <u>仕切弁の設置にあたっては、水道工事標準仕様書及び水道工事施工管理基準、水道工事書類作成要領及び水道工事完成図作成の標準に基づき施工すること。</u></p> <p>枠内 2 消火栓の設置 消火栓の設置にあたっては、水道工事標準仕様書及び水道工事施工管理基準、水道工事書類作成要領及び水道工事完成図作成の標準に基づき施工すること。</p> <p>枠内 2 空気弁の設置 <u>空気弁の設置にあたっては、水道工事標準仕様書及び水道工事施工管理基準、水道工事書類作成要領及び水道工事完成図作成の標準に基づき施工すること。</u></p> <p>枠内 仕切弁室、空気弁室、消火栓室等の施工にあたっては、弁体及び管体を汚損しないよう十分注意しながら、横浜市水道局設計標準図、水道工事標準仕様書、水道工事施工管理基準及び水道工事書類作成要領によるほか、<u>小型仕切弁室及び消火栓室設置に関する特記仕様書</u>に基づき正確に設置すること。</p> <p>枠内 2 口径 50 mm以下の配管は次による。 (6) S50 形ダクタイトル鋳鉄管については、水道工事施工管理基準、水道工事書類作成要領及び水道工事完成図作成の標準及び横浜市水道局設計標準図に基づいて施工すること。</p>
---	---	---